

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

◇ 告 示 結核予防法による医療機関の指定

豚等の移入の禁止

特用樹母樹林の指定

都市計画事業の認可(二件)

◇ 教委告示 鳥取県指定史跡の指定

◇ 公 告 農業改良普及員資格試験等の合格者

宅地建物取引主任者資格試験の合格者

告 示

鳥取県告示第千七百七十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に

基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和

二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十六年十一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十六年十一月二十四日	富永産婦人科医院	米子市日原八〇七

鳥取県告示第千七百七十六号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十六年十一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

長野県の区域

鳥取県告示第千七百七十七号

特用樹母樹林を指定したので、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定番号	指定年月日	樹種	所在場所	本数	面積	所有者の住所及び氏名
五十六 一	昭和五十六年十 一月二十七日	クヌギ	八頭郡船岡町大 字西谷字梨子 木谷八三四	〇本	一〇二 クター ール	八頭郡船岡町大 字見槻二四〇 田中裕幸

鳥取県告示第千七百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

関金町

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 関金町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年十一月二十七日から昭和六十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 関金町大字関金宿字蔵屋敷、字町尻、字鬼岩、字土床、字滝口、字王子前、字土手ノ内、字日笠、字城山、字湯谷

鳥取県告示第千七百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

三朝町

二 都市計画事業の種類及び名称

三朝都市計画下水道事業 三朝町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年十一月二十七日から昭和六十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 三朝町大字大瀬字芥ノ木、字嶋崎、字八幡、字石原、字砂子田、字青木、字正天、字立縄、字堤ミ、字梨子ヶ坪

字湯ノ奥、字堤谷、字皮出、字大屋敷、字釈迦谷、字釈迦山、字長尾、字長尾尻、字鳥越、字中道端、字上垣内、字大坪、字上天王、字下天王及び字山王河原並びに大字安歩字上大向及び字下中島地内
使用の部分 なし

史跡		種別
名 称	寸法・その他	所有者
鷺山古墳	直径一〇メートル 円墳 横穴式石室 奥行 三・九五メートル	町屋森林組合 清水益夫 ほか二十七人
阿古山二二号古墳	直径不明 墳形不明 横穴式石室 奥行 六・一メートル	前田 英明 気高郡青谷町奥崎一九七
坊ヶ塚古墳	直径一三メートル 円墳 横穴式石室 奥行 六・九五メートル	漆原 章夫 鳥取市広岡一九
空山二号古墳	直径一三・六メートル 円墳 横穴式石室 奥行 五・七メートル	鳥取市東町一丁目二二〇
空山一〇号古墳	直径一〇・一メートル 円墳 横穴式石室 奥行 五メートル	鳥取市香取字龍ヶ限上通四四四
		鳥取市広岡字西矢谷三六九
		鳥取市香取字龍ヶ限上通四四四
		鳥取市広岡字奥矢谷二四八の一
		岩美郡国府町町屋二一九
		岩美郡国府町町屋字鷺山五六五の三
		気高郡青谷町青谷字横木一六の三、一九及び二〇の一

教育委員会告示

字久鳥、字金盛、字堂ノ前、字出合、字齊ノ谷、字戸崎平、
 字戸崎、字福天、字間狭、字城ノ内、字小守川、字長光寺、
 字前田、字上畑、字水無シ、字上河原、字青木前、字上鴨
 渡り、字下鴨渡り、字久鳥河原及び字鈴ノ木地内
 使用の部分 なし

鳥取県教育委員会告示第十六号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三
 十条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定史跡の指定をする。

昭和五十六年十一月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

